



岳北地域の医療を守り続けたい
大型医療設備の整備に
ご寄付をお願いします

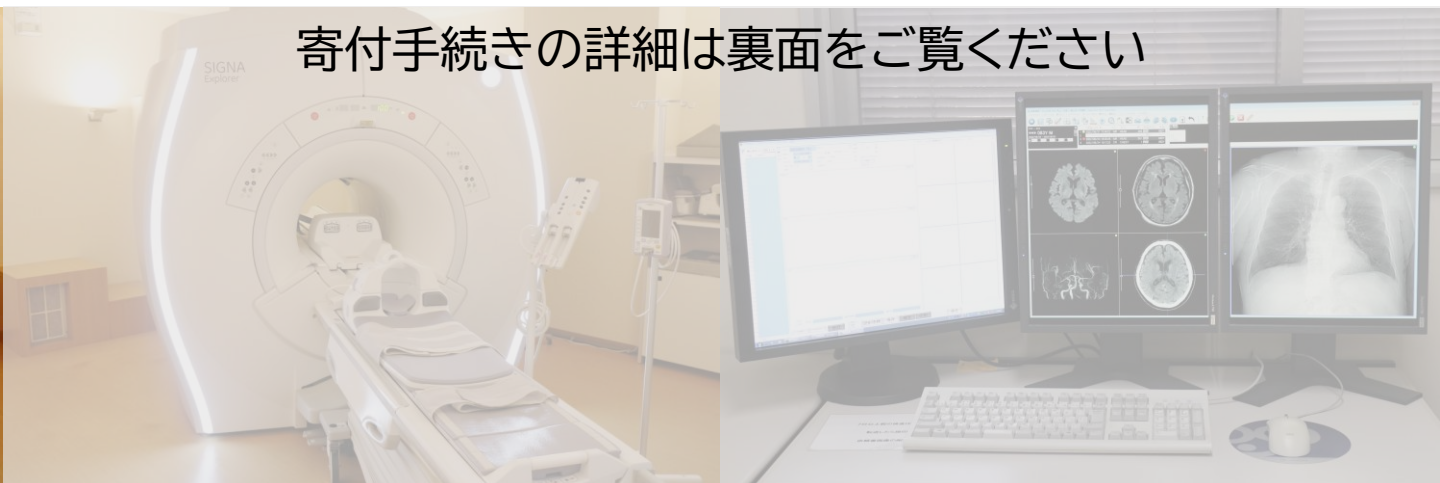
飯山赤十字病院は、北信医療圏、特に飯山市を中心とした岳北地域の中核病院として、安全で良質な医療を提供し、皆様の安心な暮らしを支えてまいりました。
この地で73年間続けてきた医療実践をさらに充実強化し、5年後、10年後も皆様からの信頼に応える医療を提供するためには、多くの医療機器を更新する必要があります。
令和7年度以降、1億円を超える複数の大型医療機器を整備する計画を進めていますので、皆様の特段のご支援をお願いいたします。

病院長 小山 茂

寄付募集の概要

- 寄付の使途 医療機器設備整備資金として
- 寄付受付期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日(令和8年度分)
- 寄付金額 寄付金額の目安として、個人1万円以上、法人・団体5万円以上でのご支援をお願いいたします。
※金額・回数に関わらず拝受いたします。
- 個人情報取扱 個人情報については、寄付者表彰及び顕彰のほか、領収証、赤十字からのお知らせ文書などの送付以外の目的には使用いたしません。

寄付手続きの詳細は裏面をご覧ください



お申し込み方法

①寄付申込書のご提出

寄付申込書を郵送又はファックスでお送りください。メールでお送りいただく場合は、寄付申込書の内容をメール本文にご記入ください。

【寄付申込書の送付先】

飯山赤十字病院 総務課あて
〒389-2295 飯山市大字飯山226-1
Fax 0269-62-4449
メール soumu@iiyama.jrc.or.jp

②銀行口座へのお振込み

八十二銀行 飯山支店
(普通) No.36124 飯山赤十字病院
ながの農業協同組合 飯山支所
(普通) No.6245790 飯山赤十字病院

※①申込書の提出と②振込の順番が逆になって
もかまいません。

税制上の優遇措置

日本赤十字社へのご寄付は、税制上の
優遇措置が受けられます。

●個人の場合

寄付金額から2,000円を差し引いた額が確定
申告により年間所得総額から控除されます(た
だし、上限は寄付者の年間所得総額の40%)。
〔所得税法第78条第2項第3号〕

●法人の場合

通常寄付金の損金算入限度額と併せて、別
枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付
金の損金算入限度額を損金に算入することが
できます(ただし、法人の資本等によって限度
額が異なりますので、税務署、税理士等へご確
認ください)。
〔法人税法 第37条第4項〕

※現金での寄付をご希望の場合、総務課まで電話でご相談ください。

表彰制度 ご寄付の金額によって表彰制度が設けられています

国の表彰(国による審査があります)

●紺綬褒章

個人500万円以上、法人1,000万円以上

●厚生労働大臣感謝状

個人100万円以上500万円未満

法人300万円以上1,000万円未満

日本赤十字社の表彰

●金色有功章 個人、法人とも50万円以上

●銀色有功章

個人、法人とも20万円以上50万円未満

●社長感謝状

個人、法人とも金色有功章受章後、更に50万円以上

飯山赤十字病院 医療機器設備整備資金 寄付申込書

Fax 0269-62-4449

お申込日	令和 年 月 日
寄付者様 ご氏名	(ふりがな)
ご住所	〒 ー
電話番号	
ご寄付額	金 円
領収書発行※	☐ 希望する ☐ 希望しない(希望する箇所にレ点を記入)
表彰	☐ 希望する ☐ 辞退する (希望する箇所にレ点を記入)
広報誌・芳名板	御芳名の掲示を ☐ 希望する ☐ 辞退する (希望する箇所にレ点を記入)

※領収書は、税制上の優遇措置を受ける場合に必要になります



日本赤十字社

飯山赤十字病院

お問い合わせ先 総務課 Tel.0269-62-4195